

「平泉の文化遺産」 保存管理推進アクションプラン



平成19年度策定（平成21年度、平成26年度、令和元年度改正）

岩手県世界遺産保存活用推進協議会

第1章
アクションプラン策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章
アクションプランの目指す「平泉」の姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 ー現在の姿と課題、施策の基本的方向、実施事業ー
1 資産の保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2 景観の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3 開発・観光による圧力からの保全・・・・・・・・・・・・ 12
4 保存管理意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章
事業リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

■ 第1章

アクションプラン策定について

①策定の趣旨

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことにあります。世界遺産に登録されるということは、一国にとどまらず人類全体にとって貴重なかけがえない財産として、適切に保護、保全していく義務を負うものです。

このため、「平泉の文化遺産」については、その主体となる岩手県、平泉町、奥州市及び一関市の地方公共団体をはじめ、関係団体、地域住民などが、世界遺産条約の趣旨を十分に踏まえながら、共通理解の下、一体となって保存管理を推進していく必要があります。

現在、「平泉の文化遺産」の保存管理に関する計画には、包括的保存管理計画（本冊、分冊－1～2）、さらには各構成資産の計画があります。本アクションプランは、これらの計画を踏まえながら施策の方向性をより明らかにするとともに、関係機関が実施する事業を具体的に示すことを目的に策定するものです。

※本アクションプランで対象とする「平泉の文化遺産」（以下「平泉」という。）とは、構成資産及び関連資産とします。なお、用語は包括的保存管理計画に合わせ、次のとおり定義します。

- ・世界遺産登録済みの物件（中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山）→「構成資産」
- ・拡張登録を目指す物件（柳之御所遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡）→「関連資産」
- ・世界遺産の緩衝地帯→「緩衝地帯」
- ・拡張登録を目指す物件の緩衝地帯候補地→「周辺地帯」

また、本プランでは「構成資産」と「関連資産」を合わせて「資産」、「緩衝地帯」と「周辺地帯」を合わせて「周辺地域」と表記します。

②事業実施期間

実施事業は、保存管理上の課題を明らかにした上で、その重要度や緊急度などのほか、実現の可能性及び平成24年に世界遺産暫定リストに登録された関連資産に関する拡張登録の状況にも配慮しながら取り組む必要があります。このため、事業の実施期間を以下のとおりとします。

短期	令和2年度～令和9年度（8年間）
中長期	平成27年度～令和9年度（平成39年度）

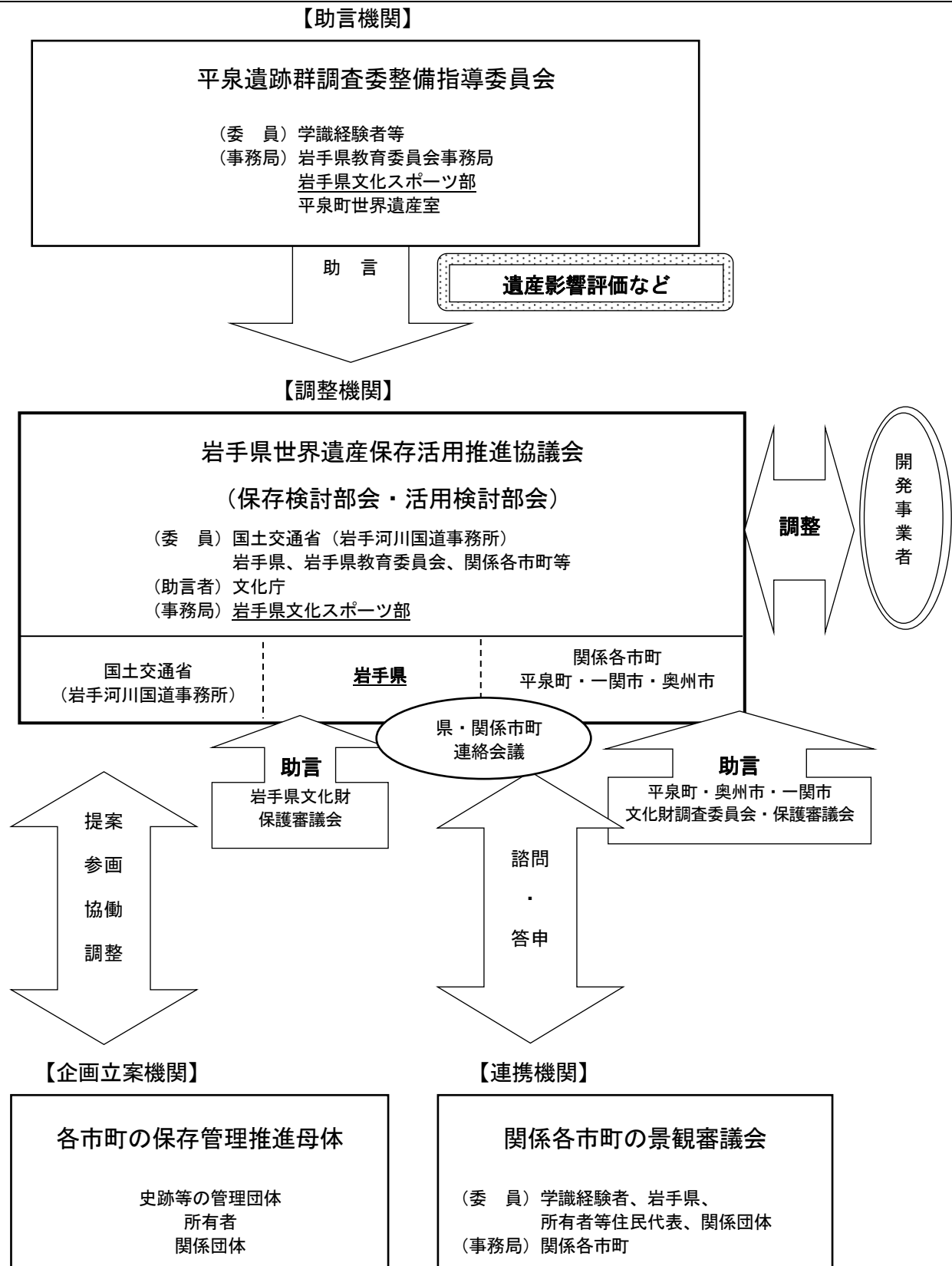
※「短期」の改正経緯

前回（平成26年度改正）	平成27年度～平成31年度（5年間）
前々回（平成21年度改正）	平成22年度～平成26年度（5年間）
前々々回（平成19年度策定）	平成19年度～平成21年度（3年間）

③事業推進と進行管理

文化庁、平泉遺跡群調査整備指導委員会等からの専門的な助言を得ながら、岩手県世界遺産保存活用推進協議会において、実施する事業の総合調整、進行管理及び事業成果の検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に応じてアクションプランの内容を見直すものとします。

④保存管理に係る運営体制



■ 第2章

アクションプランの目指す「平泉」の姿

「平泉」の一体的な保護のために

「平泉」は、12世紀に奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営した政治・行政上の拠点であり、極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の表現を目的として創造された他に類例を見ない顕著な事例です。

イコモスは、文化遺産及び複合遺産の世界遺産一覧表の推薦に対する評価書（2011）において、「平泉」の顕著な普遍的価値の属性は、現存するか又は考古学的遺跡である寺院、浄土庭園、金鶏山、3つの庭園と金鶏山の視覚的つながり、それらが浄土思想の深遠な理念との関連を喚起させる浄土庭園を取り巻く周辺環境にあり、それらが維持されることが不可欠であると指摘しており、世界遺産委員会の決議文にもこの点が反映されています。

また、世界遺産委員会は契約国が次のことを考慮することを勧告しています。

- ・金鶏山と4つのアンサンブル（仏堂・庭園）との間の阻害ない展望を維持すること。
- ・主要な道路改修の提案に当たっては、個々の構成資産の周辺環境の見え方を含め、顕著な普遍的価値の属性に対する影響を計る「遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）」を行うこと。
- ・中尊寺及び無量光院跡の2つの地下に埋蔵されている庭園の再発掘調査及び再生（修復）に当たっては、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づき、イコモスによる評価及び世界遺産委員会の判断を受けするために、世界遺産センターに計画書を提出すること。
- ・地下に埋蔵されている考古学的な情報資源を積極的に保護すること。
- ・様々な場所の受容力に関する詳細な研究に基づき、来訪者に関する管理戦略を適切に定め、実施すること。

これらのことから、「平泉」を保護するとともにその価値を顕在化させていくためには、資産を構成する建築、庭園及び遺跡などの本質的価値を構成する要素はもとより、周辺環境を構成している山、丘陵、河川などの自然的要素と社寺、埋蔵文化財などの歴史的要素についての保全に加え、住民生活とも調和した一体的な保存と活用を図ることが必要です。

そのため、①資産の保存管理、②景観の保全、③開発・観光による圧力からの保全、④保存管理意識の醸成の4つを基本軸として設定し、包括的保存管理計画や来訪者管理戦略をはじめとする各種計画との密接な連携を図りながら、資産及び周辺地域における一体的な保護に向けた事業を推進します。なお、「平泉」の目指す姿は以下のようにまとめられます。

「平泉」の目指す姿

- 個別の資産及び周辺が良好に保護されている。
- 資産間及び周辺の視覚的なつながりが保持されている。
- 資産及び周辺環境が浄土思想の深遠なる理想との関連性を想起させる。

重点施策

- ◆ 「平泉」の持つ価値の顕在化及び伝達に取り組むとともに、調査研究の推進と研究ネットワークの充実により、資産の積極的な保護に努めます。
- ◆ 資産が集中するエリアへの車両流入を抑制するための徒歩・自転車・バス等による回遊ルート並びに駐車場及びその他諸施設の整備により、パークアンドライド方式を前提とした交通整備を進めます。
- ◆ ガイダンス施設及び歴史的要素を合わせ持つ史跡公園等、「平泉」の価値等を理解できるとともに地域住民の憩いの場となる施設等の整備を進めます。
- ◆ 景観に関する法令の適切な運用及び資産及び周辺地域内で行われる主要な開発行為に対する遺産影響評価の実施により、資産間及び周辺の視覚的つながりを保持します。
- ◆ 来訪者過多による資産への負の影響等を避けるため、資産の受容力に関する研究を進めるとともに、来訪者管理戦略を適切に定め実施します。
- ◆ 居住区域内におけるコミュニティの活性化を図るとともに、地元住民等による資産及び周辺地域の保護活動を支援し、「平泉」の保存管理と地域住民の暮らしが両立する地域整備に努めます。

1 資産の保存管理

①資産の保護（保存と活用の視点から）

現在の姿と課題

- 各資産の持つ価値等については、今後とも多面的かつ詳細な説明が求められていることから、資産に関する調査及び研究のための方策を一層充実させる必要があります。
- 各資産への来訪者については、過去の状況及び今後想定される状況等を十分踏まえた対応が求められていることから、資産の保護を前提としつつ、来訪者の適切な誘導と資産理解のためのソフト及びハードの充実を図る必要があります。
- 資産を構成している遺跡、歴史的な建築物・庭園及びそれらの関連遺跡については、日常の維持管理はもとより、専門的見地から状況確認を行い適切に保護することが求められていることから、日常管理者と関係機関との相互連絡が円滑に行われるための方策を検討する必要があります。
- 資産と周辺地域においては、防災対策や防犯対策を含めた総合的な保護が求められていることから、保存管理関係機関、地域住民、民間団体等による協働監視体制を構築し、実施していく必要があります。
- 資産の保存と活用に当たっては、地域住民の生活も尊重しなければならないことから、資産の現状変更及び土地の公有化については、資産保護に対する一層の理解と協力が得られるよう、地域住民と行政の共通認識を図るための方策について検討する必要があります。
- 資産の厳密な保護はもとより、資産が生かされるような周辺環境の保全が求められていることから、資産の特徴及び相互の関連性の把握と、一体的な保護のための明確な意識の共有化が必要です。

施策の基本的方向

- ◆調査研究、整備計画の策定及び実施
 - ・資産及び緩衝地帯の計画的な保護のため、平泉遺跡群調査整備指導委員会等の専門家による助言指導を踏まえて、長期的視点に立った調査研究、整備等の計画を策定し、これらに基づいた事業を実施します。
 - ・イコモスの評価及び世界遺産委員会の判断を踏まえ、中尊寺及び無量光院跡の再発掘調査及び再生（修復）に取り組みます。
- ◆整備・公開・活用の推進
 - ・資産を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進します。
- ◆文化財防火体制の強化
 - ・資産を火災等から守るため、定期的な点検や訓練を行います。
- ◆経過観察の実施
 - ・顕著な普遍的価値に対して与える負の影響について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行います。
- ◆行政、地域、来訪者の連携による資産の保護
 - ・行政、地域住民、ガイド等による資産保護のための定期的な巡回システムを構築します。
- ◆地域住民、行政による「地域づくり」意識の共有化
 - ・目指す姿の実現のため、具体的な役割分担についての共通認識を図ります。
- ◆「平泉」の価値の理解
 - ・「平泉」を保護していくため、様々な講座、研修会等を開催し、価値及び保護に関する理解を図ります。

実施事業

※事業主体の記号 ◎→主たる事業者 ○→従たる事業者（以下同じ）

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
1	専門家会議の開催	国内外における世界遺産の保存管理状況についての情報交換を行う。	◎	○	○	○				
2	「平泉文化の総合研究」の実施	大学及び関係自治体と連携し、平泉文化に関する調査研究活動を実施する。	◎	○	○	○				
3	「平泉文化研究機関」の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎							
4	史跡等調査整備計画（暫定整備含む）の策定	史跡等における調査・整備に関する基本構想及び基本計画等の策定を行い、これに基づき事業を実施する。	◎	◎	◎	◎				
5	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎				
6	建造物及び史跡の公開活用	建造物及び史跡の本質的価値を考慮した公開活用を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
7	特産品開発による地域ブランド化	生業に関連した特産品の開発と販売を行うことにより、営農の継続に資する。		◎				◎		
8	人材育成及び技術的支援の実施	施設や地域の総合的経営、伝統芸能の伝承及び営農等に関する支援と後継者対策等についての支援を行う。		◎				◎		
9	資産の維持管理のための行政支援	重要建物をはじめとする各種建物、工作物等に関する緑化、修理、修景等の行政支援を行う。	○	◎						
10	来訪者へのアンケート調査の実施	史跡等の来訪者に対し、資産の一層の保護とよりよい整備を進めるためのアンケート調査を行う。	◎	◎	◎	◎				
11	農業・農村体験事業の実施	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。		◎						
12	ガイダンス施設の整備・運営	ガイダンス施設（総合ガイダンス、サテライト）を整備するとともに運営を行う。	◎	◎	◎	◎				
13	各種サイン計画の実施	史跡等の説明板、標柱や来訪者の適切な誘導のための案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎				
14	史跡等環境の整備・管理運営	史跡等における清掃、除草のほか、整備施設等の維持管理活動を行う。	◎	◎	◎	◎				
15	森林の造成	将来の史跡整備に必要な用材確保のための植林を行う。				◎				
16	「記念工作物」「遺跡」に関する経過観察の実施	修理・整備記録の作成、防火施設等の点検・整備、現状変更に関する記録作成、遺構・植生等の状況確認及び酸性雨の測定等を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
17	関係者による連絡調整会議の開催	連絡調整会議を開催し、行政機関と史跡等の日常管理者との間における情報交換を行う。	◎	○	○	○		○		
18	各分野の専門家による現地指導会の開催	史跡、建造物、文化的景観等の各分野における専門家による現地指導会を開催し、資産の保護に資する。	◎	◎	◎	◎		○		
19	文化財防火体制の強化	国宝・重要文化財建造物を火災からまもるための訓練を実施する。				◎				
20	資産等の巡視・監視体制の強化	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
21	現状変更手続き等に関する周知	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、説明会開催やパンフレット配布により周知を図る。	○	◎	◎	◎				
22	相談窓口の設置及び事前相談の受付	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、相談窓口を設置し事前相談等を受け付ける。	○	◎	◎	◎				
23	史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施	史跡等の公有化を行う場合には、整備計画等との整合をはかり、計画的に行う。	◎	◎	◎	◎				
24	世界遺産講座等の開催	周辺地域も含め、資産を一体的に保護することの意義について理解するための講座等を開催する。	◎	◎	◎	◎				
25	史跡等見学ツアーの実施	史跡等の理解を深めるための見学ツアーを実施する。		◎	◎	◎				
26	資産等を案内するためのガイドの養成	日本語ガイド、外国語（英・中・韓）ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎				

②追加指定・選定及び新規指定

現在の姿と課題

- 資産内には、所有者の同意が得られずに文化財保護法の指定を受けていない区域があり、文化財保護の観点から未同意地の解消に努め、追加指定等を行っていく必要があります。
- 資産の周辺地域にあっても、今後調査を進めていく中で、資産との関連性がより明らかとなったものについては、文化財保護法による指定を行い、適切に保存管理していく必要があります。

施策の基本的方向

- ◆史跡等の追加指定・選定及び新規指定
 - ・資産及び緩衝地帯内に存在する史跡等の追加指定等候補地について、文化財保護の観点から、確実な指定等を目指します。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
27	史跡等の追加指定・選定及び新規指定の推進	文化財保護の観点から史跡等の追加指定・選定及び新規指定を行う。	◎	◎	◎	◎				

2 景観の保全

①景観の保全

現在の姿と課題

- 資産及び周辺地域は、景観法に基づく関係市町の景観条例及び景観計画により、適切な景観の形成及び景観の特性に応じた規制等が行われていますが、各資産の価値が資産相互で生かされるよう、資産間の阻害の無い展望維持を含めた良好な景観の保全及び整備を図っていく必要があります。
- これまで保存されてきた景観が守られるよう、制度的な規制だけでなく地元住民主体のルールづくりが必要です。また、「平泉」の景観は、生活・生業と密接に関連しながら現在まで継承されてきていることから、地元住民がこの地で生活・生業を継続できる体制や仕組みを確立することが必要です。
- 「平泉」は、複数の市町にまたがる資産で構成されていますが、統一的な運用による一体となった景観保全を行うことが必要です。

施策の基本的方向

- ◆景観法に基づく良好な景観の保全
 - ・景観法に基づく景観条例等により「平泉」全体の価値を保護していくためにふさわしい周辺環境の保全と修景を進めます。
- ◆景観保全のためのルール作り
 - ・地域住民の意向を十分に反映した景観法に基づく景観条例等による制度的な規制や地元住民の主體的なルールの下、良好な景観形成を図ります。また、「平泉」の保存活用と将来の生業を担う人材育成、市民ボランティア等の参加を促すための仕組み作りを進めます。
- ◆景観連絡調整組織の設置
 - ・構成資産及び周辺地域の一体的な景観保全のため、県及び関係市町の文化財保護担当部署及び景観保全担当部署等を構成員とする岩手県世界遺産活用推進協議会保存検討部会において、定期的に情報交換を行いながら、資産の保護・保全のための運用の統一を図ります。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
27	史跡等の追加指定・選定及び新規指定の推進	文化財保護の観点から史跡等の追加指定・選定及び新規指定を行う。	◎	◎	◎	◎				
28	景観法に基づく景観条例等による景観の保護	景観法に基づく景観条例等により、必要な規制及び修景を行う。		◎	◎	◎				
29	景観保全のための森林の造成	植林を行い景観および自然環境の保全を図る。			○	◎		◎		
30	地域営農、農地高度利用事業の実施	莊園米ブランド化、特産農産物生産、水田オーナー制の継続実施。		◎				○		
31	景観連絡調整組織の設置	県推進協保存部会を活用した県・市町連絡調整会議を開催する。	◎	○	○	○				

2 景観の保全

②施設・設備の景観への配慮

現在の姿と課題

- 資産及び周辺地域にある電力供給や携帯電話などのために設置している「鉄塔」については、地元住民の日常生活上、不可欠の生活基盤設備であることから、その必要性を前提としつつ、その中でも資産を保護する上で必要な場合には、関係する事業者との協議を行い、緊急度・優先度を考慮しながら、修景や移設・埋設の方策を検討する必要があります。また、「家庭用電柱」についても、上記の理由からその必要性を前提としつつ、事業者や地域住民の協力を得ながら、立地場所の変更を行うなど、景観に配慮した方策を検討する必要があります。
- 国道沿い等に設置された許可基準に適合しない「屋外広告物」については、地域の景観の阻害要因となっているため、県及び平泉町の屋外広告物条例による撤去指導等の是正を行うなど、適切な措置を講じていますが、地元の各市町も関わった規制の取組や土地の所有者が違反広告物を掲出する場所を提供しないよう地域住民に理解を求めると、より身近な制度運用によって違反の発生を予防する必要があります。
- 土産物屋や食堂施設などの既にある「観光関連施設」については、寺社や地元業者の協力を得ながら、景観条例に合致した基準となるよう誘導する必要があります。また、商業看板やのぼり、自動販売機についても、屋外広告物条例や景観条例の基準に合致するよう誘導する必要があります。
- 観光客の利便に供するために新たに設置する案内所、駐車場、トイレ、解説板、道標などの「便益施設」については、既存の設備や周辺の景観と調和するように、資産及び周辺地域全体での景観に配慮したデザインを検討し、まとまりのある景観形成を図る必要があります。また、既存の便益施設のうち、老朽化し周辺の景観となじまなくなったものについては、早急に撤去・修復の方策を検討する必要があります。
- 景観を構成する上で欠かすことのできない、史跡地内にある松や杉などの「樹木」については、松くい虫の被害や自然災害などによる倒木が懸念されることから、定期的な薬剤散布による松くい虫駆除や古木の定期的な点検を行うなどの予防的措置を講じる必要があります。
- 資産及び周辺地域における既存の道路の防護柵や公共サイン、河川護岸、治山工事などに伴うコンクリート構造物などの「公共施設」については、周辺の景観との調和を図る必要があるものもあることから、当該エリア内における景観に配慮したデザインを決定し、各々の施設の管理者において修復や補修を行う必要があります。また、新たに整備するこれらの公共施設についても、景観に配慮したデザインに沿って整備し、まとまりのある景観形成に配慮する必要があります。
- 「高速道路」や「鉄道」については、地域住民の日常生活上、不可欠の交通手段であることから、その必要性を前提としつつ、周辺の景観に配慮した修景を行うよう、関係事業者との協議を行う必要があります。
- 資産及び周辺地域において、景観条例及び景観計画の基準に合致しない上記以外の「既存の建物」については、建替えや移築などの際に、当該基準に基づき良好な景観形成が図られるよう措置する必要があります。

施策の基本的方向

- ◆「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議の実施
 - ・「鉄塔」について、資産及び周辺地域における景観を保全する上で必要な場合には、景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策を関係事業者と協議し、その実現可能な方策について緊急度・優先度を考慮しながら必要な措置を講じます。
- ◆「家庭用電柱」の取扱いに関する地元住民との協議の実施
 - ・地域住民との協議を経た上で、「家庭用電柱」の景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策を景観法に基づく景観計画の中で明記するように努めます。
- ◆「屋外広告物」の修景
 - ・「屋外広告物」について、県及び平泉町の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施も視野に入れながら、違反広告物に関する是正や撤去の指導を行います。
 - ・市町の景観法に基づく景観計画においても屋外広告物の規制方針を定め、より身近で実効性のある運用を目指します。
 - ・土地の所有者が違反広告物を掲出する広告主に設置する場所を提供しないよう、屋外広告物条例の一層の周知を図ります。
- ◆「観光関連施設」等の景観への配慮
 - ・景観条例施行前に既に設置されている施設等については、原則条例の適用除外となりますが、資産に隣接して景観上、資産に与える影響が大きい施設等については、現行の景観基準に適合するように関係者に対して協力を求めています。
 - ・景観に調和した公共施設の整備や既存施設の修景を進めます。
- ◆「便益施設」の計画的な整備
 - ・「便益施設」について、既存の設備や周辺の景観と調和するよう配慮しながら、来訪者の利便に供するよう、計画的に整備します。
- ◆景観に配慮したデザインの検討
 - ・資産及び周辺地域全体のまとまりのある景観形成を図るため、市町が中心となって「平泉」の景観に配慮したデザインを検討します。
- ◆既存の便益施設の撤去・修復
 - ・既にある便益施設のうち、老朽化したものについては、速やかに設置者において撤去・修復するよう進めます。
- ◆「樹木」の保存
 - ・資産内の杉や松など、倒木により建造物への被害が懸念される古木などの定期的な点検を行うとともに、景観を構成する上で欠かすことのできない樹木への薬剤散布などにより、松くい虫被害等の予防措置を講じます。
- ◆「公共施設」の景観への配慮
 - ・「公共施設」のうち、デザインの異なるものや、コンクリート面が剥き出しとなって周辺の景観との調和が必要なものなどは、景観に配慮したデザインの下に整備に努めます。
- ◆「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施
 - ・「高速道路」・「鉄道」について、資産及び周辺地域における景観を保全する上で必要な場合には、景観に与える影響を最小限とする具体的な修景方策を関係事業者と協議し、緊急度・優先度を踏まえながら必要な措置を講じます。
- ◆「既存の建物」建替時の景観への配慮
 - ・景観条例施行前に既に設置されている建物は、建替えや移築、大規模な改築などの際に、条例の適用を受けることとなるため、景観形成基準に基づき良好な景観形成が図られるよう措置します。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
32	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議	既設の鉄塔等の設置に関するルールを確立し、修景、埋設、移設等について検討する。	◎	◎	◎	◎				
33	「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施	関係事業者及び地域住民との間で合意形成を図り、費用積算等の協議を行う。	◎	◎	◎	◎				
34	「違反広告物」の是正・撤去	県・平泉町の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施を視野に入れつつ違反広告物の是正・撤去指導等を行う。	◎	○	○	◎				
35	景観法に基づく景観計画及び屋外広告物条例による屋外広告物の規制	市町の景観法に基づく景観計画や屋外広告物条例に基づき、実効性のある規制を行う。	◎	○	○	◎				
36	違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施	土地所有者が、違反広告物を掲出する広告主に対し、設置場所を提供しないように条例の一層の周知を図る。	◎	○	○	◎				
37	既存の「観光関連施設」等に関する関係者との協議の実施	景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策について、関係者と協議を行う。	◎	◎	◎	◎				
38	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備	景観に配慮したデザインのもと、駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎				
39	景観に配慮したデザインの検討	諸施設、設備等に関する景観に配慮したデザインについて検討・採用する。	◎	◎	◎	◎				
40	既存の便益施設の撤去・修復	撤去、修復の必要性のある施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎				
41	「樹木」の保存	資産内及び周辺における樹木保護のための定期点検及び薬剤散布を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
42	既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮	景観への配慮が必要な公共施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎				
43	道路・河川の景観形成	防護柵、築堤盛土、構造物設置等において修景を行う。	◎	◎	◎	◎	◎			
44	「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施	修景に関するルールを確立し、財源確保、整備計画へ反映させる。	◎		◎	◎				
45	「既存の建物」の景観への配慮	既存の建物の建替え等の際に、景観形成基準に基づき適切な措置を実施する。		◎	◎	◎				
46	景観阻害要因の撤去・修景	景観阻害要因について撤去を行う。		◎	◎	◎		◎		

3 開発・観光による圧力からの保全

①「開発」圧力からの保全

現在の姿と課題

- 資産及び周辺地域が一体となった保全が図られるように、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が中心となった総合調整の下、資産の適切な保存と景観に配慮した開発が行われるよう、必要に応じ開発事業者が必要に応じ勧告できるような制度や組織体制の構築が必要です。
- 資産及び周辺地域においては、将来的に予定されている開発計画が、資産の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことのないよう、地方公共団体における十分な情報収集や関係機関・団体との調整と事前協議を十分に行うなどのチェック体制の構築が必要です。
- 資産及び周辺地域で行われる主要な開発行為については、資産の顕著な普遍的価値へ与える影響に関する評価を十分に実施した上で事業に着手されることが必要です。
- 資産及び周辺地域においては、将来的に予定されている開発の周辺景観への影響を必要最小限にとどめることが必要です。そのためには、有識者などで構成される平泉遺跡群調査整備指導委員会など、開発事業者や地方公共団体などの当事者以外の第三者機関によるチェックを経て、適切な指導・助言を得ながら開発が行われることが必要です。
- 資産に影響を及ぼす開発を行わないよう促し、資産の保存管理に関する意識醸成を図るため、必要に応じ、地域住民などに資産の価値への認識を深めてもらうための勉強会やシンポジウムを開催する必要があります。
- 資産が生活・生業の場と密接に関連している場合には、住民生活を著しく阻害することのないように適切な誘導・ルール作りが必要です。

施策の基本的方向

◆開発計画に関する必要な勧告制度

・資産及び周辺地域の保護・保全を図るため、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が中心となって、無秩序な開発を抑制するとともに、資産が適切に保全され景観に配慮した開発内容となるような、関係者への勧告制度や組織体制を検討します。

◆地方公共団体内部におけるチェック

・資産及び周辺地域の保護・保全を図るため、地方公共団体が、当該エリア内の開発計画の関係部署と十分に連携した情報収集を行うとともに、事業者と十分な事前協議を行うなど、開発に関するチェック体制を確立します。

◆主要な開発計画に関する遺産影響評価の実施

・資産及び周辺地域で行われる主要な開発行為について、平泉遺跡群調査整備指導委員会が「平泉」の価値に与える影響の評価を行います。評価結果を受けた岩手県世界遺産保存活用推進協議会は、必要に応じて関係機関と調整を行います。

◆第三者機関による開発内容のチェック

・開発内容の確認を行う際に、事業者と許認可権限のある地方公共団体の当事者以外から、景観保全の観点での専門的・客観的な指導・助言を得るため、有識者などから成る景観審議会や景観デザイン会議が開発内容をチェックします。

・文化財パトロール等により「平泉」の巡視及び監視を行います。

◆資産の保存管理に関する意識醸成

・資産の価値・内容及びその保存管理の重要性について十分に認識してもらうため、資産及び周辺地域の住民に必要な普及啓発を行います。

◆地域住民によるルール作り

・制度的な規制のほか、地元住民の主體的なルールの下、景観を阻害する要素の抑制と監視及びその改善活動を行い、無秩序な開発から資産を守ります。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
47	開発計画に対する必要な勧告制度	岩手県世界遺産保存活用推進協議会における制度検討を行う。	◎	○	○	○				
48	地方公共団体内部におけるチェック	内部における連絡調整組織の設置、他部局との緊密な連携、開発事業(予定を含む)の把握を行う。	◎	◎	◎	◎				
49	遺産影響評価の適切な実施	地域内で行われる主要な開発行為に対し、「平泉」の価値に与える影響について評価を行う。	◎	○	○	○				
50	第三者機関による開発内容のチェック	景観審議会による審議、景観デザイン会議により開発内容をチェックする。	○	◎	◎	◎				
51	周辺環境を含めた資産の保存管理に対する意識醸成	勉強会、ワーキング、シンポジウムを開催し、住民・企業向けリーフレットを作成し配布する。	◎	◎	◎	◎				
52	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
53	景観保全のためのルールづくり	住民合意による景観計画の策定、地元住民による景観協定の締結、住民団体による景観保全活動を行う。		◎	◎	◎				
54	生活・生業の場におけるルールづくり	NPO組織の設立、施設設備の維持管理、修景等整備事業を実施する。		◎						

3 開発・観光による圧力からの保全

②「観光」圧力からの保全

現在の姿と課題

- 世界遺産登録により増加している来訪者について、その過多による資産に対する悪影響を避けるため、資産の受容力を詳細に調査した上で、来訪者に関する管理戦略を策定し、適切に実施する必要があります。
- 資産を訪れる観光客の移動の流れをある程度コントロールするため、パークアンドライド方式の導入やモデルコースの設定を行った上で、観光客への周知と誘導看板の設置などにより、観光客の資産への負荷の軽減を図る必要があります。また、観光客が少ない資産についても、観光客増加への対応を検討する必要があります。
- 来訪者向けの案内所、駐車場、トイレ、解説板、道標などの便益施設については、現状において必ずしも十分ではないことから、資産の適正な利用を促すために、周辺の景観との調和に配慮しながら、計画的に整備する必要があります。
- 来訪者の増加に伴う資産へのき損やいたずら、ゴミの増加などについては、資産の所有者や関係市町が適切に対応するほか、文化財パトロールや地域住民などのボランティアによる巡視・監視体制強化を図る必要があります。
- 資産の価値の内容についての来訪者の理解を促すため、日本語及び外国語にも対応した便益施設の整備とガイドの十分な養成が必要です。

施策の基本的方向

- ◆来訪者に関する管理戦略の適切な実施
 - ・来訪者過多による「平泉」への悪影響を避けるため、「平泉」の構成資産の受容力に関する詳細な研究を実施し、「来訪者管理戦略」を策定します。
- ◆モデルコースの設定・周知
 - ・観光客に「平泉」の構成資産を効果的に理解してもらい、かつ観光客の誘導を適切に行うため、資産内の見学経路を設定するとともに、各資産を繋ぐ周遊モデルコースの設定を行い、各種情報媒体を通じて観光客に周知します。
- ◆パークアンドライド方式による交通渋滞の緩和
 - ・神社仏閣への参拝者・観光客が増加する季節や催事の開催時期には、一時的に緩衝地帯に臨時的駐車場などを確保し、パークアンドライド方式を前提とした交通誘導を行い、来訪者を適切に誘導するとともに、交通渋滞の緩和を図ります。
- ◆誘導看板の整備
 - ・モデルコースの活用を促すため、各ルートの誘導看板を整備します。
- ◆観光客と地域との交流
 - ・現地案内やイベント開催に当たっては、地域住民と行政、民間が一体となって取り組みます。また、観光客との交流機会を設けるなど、地域づくり活動を通じながら観光客への対応を行います。
- ◆「便益施設」の計画的な整備
 - ・「便益施設」については、既存の設備や周辺の景観と調和するよう配慮しながら、来訪者の利便に供するよう、計画的に整備します。
- ◆資産等の巡視・監視体制の強化
 - ・資産等の保存管理や環境整備を進める上で、日常における定期的な巡回による監視体制の一層の強化を図ります。
- ◆観光客の理解の促進
 - ・資産の保護を前提としつつ、日本語及び外国語に対応したガイドの養成などにより、国内外からの来訪者への資産の価値に関する理解促進と普及啓発に努めます。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
55	来訪者管理戦略の実施	遺産保護のための来訪者管理戦略を実行し、来訪者過多による遺産への悪影響を防ぐ。	◎	◎	◎	◎				
56	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
57	各種サイン計画の実施 (No.13再掲)	史跡等の説明板、標柱や来訪者の適切な誘導のための案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎				
58	観光客と地域との交流	見学ルートの整備や農業・農村体験、地域住民との交流事業を実施する。		◎	◎	◎				
59	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備 (No.38再掲)	景観に配慮したデザインのもと、駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎				
60	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20.52再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
61	資産等を案内するためのガイドの養成 (No.26再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎		○		

4 保存管理意識の醸成

①「平泉」を守る

現在の姿と課題

- 「平泉」は、建造物や遺跡だけではなく、周辺の景観も重要です。この周辺の景観と一体となった「平泉」を確実に未来に残すためには、法律や条例で規制するのみならず、そこに暮らす人々や来訪者と行政とが協働し、保存活動やまちづくり活動に取り組むことが必要です。
- 関係者が連携した質の高い保存管理を進めるためには、保存管理団体相互の情報の共有が必要です。
- 保存管理に関する地域住民や来訪者への意識啓発のため、地域住民や来訪者等が気軽に参加できる保存活動の仕組みづくり（イベントやボランティア活動）が必要です。
- 平泉文化の精神性は、宗教儀礼・行事などととも、現在にも寺社等により継承されていますが、地域住民等により継承されてきた伝統芸能については、より安定的に継承できる体制作りが必要です。

施策の基本的方向

- ◆保存管理体制の充実
 - ・行政と地域住民が協働して保存管理活動を展開できるよう、推進母体の育成に取り組みます。
 - ・保存管理団体の資質の向上と団体間による保存管理活動に差異が生ずることがないように、保存管理団体のネットワークを構築します。
 - ・資産の保護と災害対策、来訪者等のマナーの醸成や安全確保のため、文化財パトロールの充実・強化を図るとともに、保存管理団体、ガイドの会、交通事業者等から成る連絡体制を整備します。
- ◆資産の保護と共生に向けた意識の醸成
 - ・地域住民を対象とした保存管理に関する法令等の解説や保存管理手法、先進地の事例などについての研修会を開催し、保存管理を担う人材育成に取り組みます。
 - ・誰でも気軽に保全活動に参加できるよう、受付窓口の設置や体験型イベントを開催するなどの取組を進めます。
 - ・地域固有の伝統文化に農業振興や観光振興などの要素を取り入れた新しい農村の暮らしを創造します。
- ◆資産の適切な保護と住民生活への配慮
 - ・「平泉」を構成する資産や周辺の自然景観は、住民生活と密接に関わっており、資産の公開・活用に当たっては、住民生活に十分配慮します。また、散策ルートの設定に当たっては、景観を構成する田畑や山林を利用した生産活動に支障を来たさないようにします。
 - ・「平泉」の景観が確実に保存され、地域住民と来訪者等との良好な関係が保たれるようにします。
- ◆平泉周辺の伝統文化の保護・振興
 - ・祭礼行事や神楽、伝承、食文化、農業技術など地域固有の伝統文化の継承と復活に取り組みます。
 - ・教育機関と連携して、児童・生徒が伝統文化を学ぶ機会を積極的に創出します。
 - ・保存・伝承活動をしている人の研鑽につながるよう、発表の機会を確保します。
 - ・地域内の伝統芸能の保存会が後継者育成のために行う研修事業などを支援します。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
62	保存管理推進支援団体の設立・育成	行政と地域住民の協働による資産の保存と活用を推進するため、地域住民による支援団体の設立・育成を行		◎	◎	◎		○		
63	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20,52,60再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
64	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
65	各種ガイドブック、パンフレット等の発行	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎				
66	参加型保全イベントの企画・運営	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受け入れ体制を整備する。		◎	◎	◎				
67	水田オーナー制度の導入と伝統的小区画水田の活用	骨寺村荘園オーナーを募集、小区画水田を活用した学習田活動、体験交流イベント等を実施する。		◎						
68	グリーンツーリズムの推進	地場産品の販売や地場産品を使った農家レストランの営業、農家民泊を実施する。		◎						
69	「平泉」ルールの策定	資産の保存と活用の両立、地域住民と来訪者との良好な関係が保たれるように「平泉」ルールを策定する。	◎	◎	◎	◎		◎		
70	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知 (No.56再掲)	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
71	NPO組織の設立	遺跡の保存活用や営農を担う人材の育成、農業振興策や観光振興策を検討するための組織を設立する。		◎						
72	地域サポーターの育成	地域外の人たちによる支援組織を設立する。		◎						
73	伝統文化の継承・復活支援	伝統文化の継承・復活に向けた取組みへの支援体制を検討するとともに、学校教育との連携による後継者育成	◎	◎	◎	◎		○		
74	伝統芸能発表会の確保	伝統芸能フェスティバルの開催、宿泊施設・グリーンツーリズムとの連携を図り、発表機会を確保する。	◎	◎	◎	◎		◎		

4 保存管理意識の醸成

②「平泉」を学ぶ

現在の姿と課題

- 「平泉」は、歴史上、芸術上又は鑑賞上高い価値を持つものですが、平泉の理解のためには、目に見えない価値も十分に理解してもらうことが重要です。幅広い年齢層への「平泉」の価値の浸透を図るため、学校教育の場や社会教育の場を活用する必要があります。
- 遺跡等の発掘調査や歴史資料の収集などの研究により、保存・活用上の諸課題を多角的に分析できるよう、研究成果を整理し、その成果を積極的に公開することが必要です。その実現に向け、調査研究体制を整備のほか、学術委員会の開催や国内外の研修者によるネットワーク形成の充実、積極的な情報交換に努めることが必要です。

施策の基本的方向

- ◆学習機会の確保・提供
 - ・児童・生徒向けガイドブックを作成し、学校の授業などで「平泉」を取り上げます。
 - ・「平泉」への教育旅行の誘致に努めます。
 - ・体験を通じて「平泉」についての理解を深めるため、見学ツアーや農業・農村体験などを実施します。
 - ・郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めるため、地元の児童・生徒を対象に体験学習イベント（ときめき世界遺産塾など）を開催します。
 - ・「平泉」を学ぶ市民講座を開催するなど、地域住民等に多くの学習機会を提供します。
- ◆調査研究の推進・活用
 - ・「平泉」に関連する重要な遺跡についての学術調査を進め、その価値を明らかにするとともに、遺跡に関する総合的な情報を公開します。
 - ・「平泉」の総合的な調査・研究や情報提供を行う平泉文化研究機関（仮称）の設置を検討します。
 - ・「平泉」に関係する書籍等のデータベースを構築し、ホームページ等により情報提供します。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
75	児童・生徒向けガイドブック作成	児童・生徒向けガイドブックを作成し、県内の小学校に配布し、補助教材として活用する。	◎	◎	◎	◎				
76	出前講座の開催	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎		◎		
77	教育旅行誘致	教育旅行の誘致に努める。	◎			○				
78	農業・農村体験事業の実施 (No.11再掲)	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。		◎				◎		
79	児童・生徒向けイベント(ときめき世界遺産塾)の開催	地元の児童・生徒を対象に、郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めるため、ときめき世界遺産塾を開催する。	○	◎	◎	◎				
80	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催 (No.64再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
81	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開 (No.5再掲)	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎				
82	「平泉文化研究機関」の設置 (No.3再掲)	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎							
83	「平泉」関連書籍データベース作成	「平泉」関連書籍のデータベースを構築し、HPで情報提供を行う。	◎							

4 保存管理意識の醸成

③「平泉」の価値を伝える

現在の姿と課題

- 「平泉」を人類共通の宝物として守り伝えるためには、世界遺産の趣旨、そして「平泉」の価値や後世に確実に継承することの重要性を国内外に広く情報発信していく必要があります。
- 「平泉」について、平泉町外の資産（奥州市の白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡及び一関市の骨寺村荘園遺跡）も積極的にPRしていく必要があります。
- 「平泉」は、12世紀当時から残っている構造物より遺跡が多く、往時の状況が分かりにくいことから、来訪者に「平泉」の価値や魅力をより分かりやすく伝える必要があります。そのためには、より多くの人々が、「平泉」の価値などを伝えることができるようになることが大切です。
- 歴史的な事柄にあまり興味を持たない人々にも「平泉」の価値や保存管理の重要性を理解してもらう必要があります。そのため、「平泉」に関心を持てるイベントや滞在メニューが重要です。
- 資産の関連性を含めた理解を促進する巡回ルートの設定や説明資料等が必要です。また、誰でも「平泉」関連の情報を入手できるようにする必要があります。

施策の基本的方向

- ◆平泉の価値に関する意識啓発とPR活動の展開
 - ・「平泉世界遺産の日条例」等の趣旨も踏まえ、地域住民等を対象とした研修会を開催し、「平泉」の価値や保存管理の重要性についての理解を深めます。
 - ・地域住民と来訪者が楽しみながら保全への関心が深まる活動ができる場としてのイベント等を開催します。
 - ・「平泉」の魅力や保存に関する取組や世界遺産等をテーマとした講演会やシンポジウムなどを県内外で開催します。
 - ・「平泉」を紹介するパンフレットやガイドブックなどを作製し、県内外の文化施設、観光施設等で配布するとともに、各団体等のホームページを充実させます。
 - ・海外に向けては、多言語によるパンフレットを作製し、海外事務所などを通じて情報提供するとともに、ホームページの多言語化等を充実させます。
- ◆受入体制の整備
 - ・来訪者の都合（時間、交通手段など）に合わせた巡回ルートを設定します。
 - ・ボランティアガイドや通訳ガイドの養成を行い、ガイド体制を充実します。
 - ・ボランティアガイドの会の連携を図り、全てのガイドが他のエリアの概要も説明できるようにします。
 - ・「平泉」を体感できるメニュー作りに取り組みます。
- ◆情報の集約
 - ・「平泉」の総合的な紹介等を内容とするガイドブックを作製します。
 - ・既存の観光案内所と総合的な情報発信の連携を強化します。
 - ・各ホームページの相互リンク等により、必要な情報が簡単に手に入るようにします。

実施事業

No.	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
84	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催 (No.64,80再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
85	参加型保全イベントの企画・運営 (No.66再掲)	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受け入れ体制を整備する。		◎	◎	◎				
86	各種ガイドブック、パンフレット等の発行 (No.65再掲)	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎				
87	ホームページの活用	県、市町で作成しているHPの内容を充実し、相互リンクによる効率的な情報提供に努める。	◎	◎	◎	◎				
88	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知 (No.56,70再掲)	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
89	資産等を案内するためのガイドの養成 (No.26,61再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎				
90	来訪者の受け入れに関する研修	来訪者の受け入れに係る心構えの研修を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
91	出前講座の開催 (No.77再掲)	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎		◎		
92	情報窓口の連携と情報の集約化	各観光協会やガイドランス施設等を利用した情報発信に努める。	◎	◎	◎	◎				

■ 第4章

事業リスト

※事業主体の記号 ◎→主たる事業者 ○→従たる事業者

	No.	事業		実施主体						事業期間	
		概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2~R9	中長期 H27~R9
1 資産 の 保 存 と 活 用 管 理	①	1	専門家会議の開催	国内外における世界遺産の保存管理状況についての情報交換を行う。	◎	○	○	○			
		2	「平泉文化の総合研究」の実施	大学及び関係自治体と連携し、平泉文化に関する調査研究活動を実施する。	◎	○	○	○			
		3	「平泉文化研究機関」の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎						
		4	史跡等調査整備計画(暫定整備含む)の策定	史跡等における調査・整備に関する基本構想及び基本計画等の策定を行い、これに基づき事業を実施する。	◎	◎	◎	◎			
		5	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎			
		6	建造物及び史跡の公開活用	建造物及び史跡の本質的価値を考慮した公開活用を行う。	◎	◎	◎	◎	◎		
		7	特産品開発による地域ブランド化	生業に関連した特産品の開発と販売を行うことにより、営農の継続に資する。		◎				◎	
		8	人材育成及び技術的支援の実施	施設や地域の総合的経営、伝統芸能の伝承及び営農等に関する支援と後継者対策等についての支援を行う。		◎				◎	
		9	資産の維持管理のための行政支援	重要建造物をはじめとする各種建物、工作物等に関する緑化、修理、修景等の行政支援を行う。	○	◎					
		10	来訪者へのアンケート調査の実施	史跡等の来訪者に対し、資産の一層の保護とよりよい整備を進めるためのアンケート調査を行う。	◎	◎	◎	◎			
		11	農業・農村体験事業の実施	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。		◎					
		12	ガイダンス施設の整備・運営	ガイダンス施設(総合ガイダンス、サテライト)を整備するとともに運営を行う。	◎	◎	◎	◎			
		13	各種サイン計画の実施	史跡等の説明板、標柱や来訪者の適切な誘導のための案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎			
		14	史跡等環境の整備・管理運営	史跡等における清掃、除草のほか、整備施設等の維持管理活動を行う。	◎	◎	◎	◎			
		15	森林の造成	将来の史跡整備に必要な用材確保のための植林を行う。				◎			
		16	「記念工作物」・「遺跡」に関する経過観察の実施	修理・整備記録の作成、防火施設等の点検・整備、現状変更に関する記録作成、遺構・植生等の状況確認及び酸性雨の測定等を行う。	◎	◎	◎	◎	◎		
		17	関係者による連絡調整会議の開催	連絡調整会議を開催し、行政機関と史跡等の日常管理者との間における情報交換を行う。	◎	○	○	○	○		
		18	各分野の専門家による現地指導会の開催	史跡、建造物、文化的景観等の各分野における専門家による現地指導会を開催し、資産の保護に資する。	◎	◎	◎	◎	○		
		19	文化財防火体制の強化	国宝・重要文化財建造物を火災からまもるための訓練を実施する。				◎			
		20	資産等の巡視・監視体制の強化	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○	○		
		21	現状変更手続き等に関する周知	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、説明会開催やパンフレット配布により周知を図る。	○	◎	◎	◎			
		22	相談窓口の設置及び事前相談の受付	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、相談窓口を設置し事前相談を受け付ける。	○	◎	◎	◎			
		23	史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施	史跡等の公有化を行う場合には、整備計画等との整合をはかり、計画的に行う。	◎	◎	◎	◎			
		24	世界遺産講座等の開催	周辺地域も含め、資産を一体的に保護することの意義について理解するための講座等を開催する。	◎	◎	◎	◎			
		25	史跡等見学ツアーの実施	史跡等の理解を深めるための見学ツアーを実施する。		◎	◎	◎			
		26	資産等を案内するためのガイドの養成	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎			
	② 及 び 選 定	27	史跡等の追加指定・選定及び新規指定の推進	文化財保護の観点から史跡等の追加指定・選定及び新規指定を行う。	◎	◎	◎	◎			

	No.	事業		実施主体						事業期間	
		概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
2 ① 景観の保全	28	景観法に基づく景観条例等による景観の保護	景観法に基づく景観条例等により、必要な規制及び修景を行う。	◎	◎	◎					
	29	景観保全のための森林の造成	植林を行い景観および自然環境の保全を図る。			○	◎		◎		
	30	地域営農、農地高度利用事業の実施	莊園米ブランド化、特産農産物生産、水田オーナー制の継続実施。	◎					○		
	31	景観連絡調整組織の設置	県推進協保存部会を活用した県・市町連絡調整会議を開催する。	◎	○	○	○				
2 ② 施設・設備の景観への配慮	32	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議	既設の鉄塔等の設置に関するルールを確立し、修景、埋設、移設等について検討する。	◎	◎	◎	◎				
	33	「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施	関係事業者及び地域住民との間で合意形成を図り、費用積算等の協議を行う。	◎	◎	◎	◎				
	34	「違反広告物」の是正・撤去	県・平泉町の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施を視野に入れつつ違反広告物の是正・撤去指導等を行う。	◎	○	○	◎				
	35	景観法に基づく景観計画及び屋外広告物条例による屋外広告物の規制	市町の景観法に基づく景観計画や屋外広告物条例に基づき、実効性のある規制を行う。	◎	○	○	◎				
	36	違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施	土地所有者が、違反広告物を掲出する広告主に対し、設置場所を提供しないように条例の一層の周知を図る。	◎	○	○	◎				
	37	既存の「観光関連施設」等に関する関係者との協議の実施	景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策について、関係者と協議を行う。	◎	◎	◎	◎				
	38	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備	景観に配慮したデザインのもと、駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎				
	39	景観に配慮したデザインの検討	諸施設、設備等に関する景観に配慮したデザインについて検討・採用する。	◎	◎	◎	◎				
	40	既存の便益施設の撤去・修復	撤去、修復の必要性のある施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎				
	41	「樹木」の保存	資産内及び周辺における樹木保護のための定期点検及び薬剤散布を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
	42	既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮	景観への配慮が必要な公共施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎				
	43	道路・河川の景観形成	防護柵、築堤盛土、構造物設置等において修景を行う。	◎	◎	◎	◎	◎			
	44	「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施	修景に関するルールを確立し、財源確保、整備計画へ反映させる。	◎		◎	◎				
	45	「既存の建物」の景観への配慮	既存の建物の建替え等の際に、景観形成基準に基づき適切な措置を実施する。	◎	◎	◎					
	46	景観阻害要因の撤去・修景	景観阻害要因について撤去を行う。		◎	◎	◎		◎		

	No.	概要	事業 詳細	実施主体						事業期間		
				県	一	平	奥	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9	
3	① 「開発・観光」による圧力からの保全	47	開発計画に対する必要な催告制度	岩手県世界遺産保存活用推進協議会における制度検討を行う。	◎	○	○	○				
		48	地方公共団体内におけるチェック	内部における連絡調整組織の設置、他部局との緊密な連携、開発事業(予定を含む)の把握を行う。	◎	◎	◎	◎				
		49	遺産影響評価の適切な実施	地域内で行われる主要な開発行為に対し、「平泉」の価値に与える影響について評価を行う。	◎	○	○	○				
		50	第三者機関による開発内容のチェック	景観審議会による審議、景観デザイン会議により開発内容をチェックする。	○	◎	◎	◎				
		51	周辺環境を含めた資産の保存管理に対する意識醸成	勉強会、ワーキング、シンポジウムを開催し、住民・企業向けリーフレットを作成し配布する。	◎	◎	◎	◎				
		52	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
		53	景観保全のためのルールづくり	住民合意による景観計画の策定、地元住民による景観協定の締結、住民団体による景観保全活動を行う。	◎	◎	◎					
		54	生活・生業の場におけるルールづくり	NPO組織の設立、施設設備の維持管理、修景等整備事業を実施する。		◎						
	② 「観光」による圧力からの保全	55	来訪者管理戦略の実施	遺産保護のための来訪者管理戦略を実行し、来訪者過多による遺産への悪影響を防ぐ。	◎	◎	◎	◎				
		56	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
		57	各種サイン計画の実施 (No.13再掲)	史跡等の説明板、標柱や来訪者の適切な誘導のための案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎				
		58	観光客と地域との交流	見学ルートの整備や農業・農村体験、地域住民との交流事業を実施する。		◎	◎	◎				
		59	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備 (No.38再掲)	景観に配慮したデザインのもと、駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎				
		60	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20.52再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
4	① 「平泉」を守る 保存管理意識の醸成	61	資産等を案内するためのガイドの養成 (No.26再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎		○		
		62	保存管理推進支援団体の設立・育成	行政と地域住民の協働による資産の保存と活用を推進するため、地域住民による支援団体の設立・育成を行う。		◎	◎	◎		○		
		63	資産等の巡視・監視体制の強化 (No.20.52.60再掲)	既存の文化財パトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○		
		64	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
		65	各種ガイドブック、パンフレット等の発行	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎				
		66	参加型保全イベントの企画・運営	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受け入れ体制を整備する。		◎	◎	◎				
		67	水田オーナー制度の導入と伝統的小区画水田の活用	骨寺村荘園オーナーを募集、小区画水田を活用した学習田活動、体験交流イベント等を実施する。		◎						
		68	グリーンツーリズムの推進	地場産品の販売や地場産品を使った農家レストランの営業、農家民泊を実施する。		◎						
		69	「平泉」ルールの策定	資産の保存と活用の両立、地域住民と来訪者との良好な関係が保たれるように「平泉」ルールを策定する。	◎	◎	◎	◎		◎		
		70	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知 (No.56再掲)	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
		71	NPO組織の設立	遺跡の保存活用や営農を担う人材の育成、農業振興策や観光振興策を検討するための組織を設立する。		◎						
		72	地域サポーターの育成	地域外の人たちによる支援組織を設立する。		◎						
		73	伝統文化の継承・復活支援	伝統文化の継承・復活に向けた取り組みへの支援体制を検討するとともに、学校教育との連携による後継者育成を図る。	◎	◎	◎	◎		○		
		74	伝統芸能発表会の確保	伝統芸能フェスティバルの開催、宿泊施設・グリーンツーリズムとの連携を図り、発表機会を確保する。	◎	◎	◎	◎		◎		

	No.	事業		実施主体					事業期間		
		概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期 R2～R9	中長期 H27～R9
4 ② 「平泉」を学ぶ 保存管理意識の醸成	75	児童・生徒向けガイドブック作成	児童・生徒向けガイドブックを作成し、県内の小学校に配布し、補助教材として活用する。	◎	◎	◎	◎				
	76	出前講座の開催	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎		◎		
	77	教育旅行誘致	教育旅行の誘致に努める。	◎			○				
	78	農業・農村体験事業の実施 (No.11再掲)	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。		◎				◎		
	79	児童・生徒向けイベント(ときめき世界遺産塾)の開催	地元の児童・生徒を対象に、郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めるため、ときめき世界遺産塾を開催する。	○	◎	◎	◎				
	80	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催 (No.64再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
	81	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開 (No.5再掲)	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎				
	82	「平泉文化研究機関」の設置 (No.3再掲)	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎							
	83	「平泉」関連書籍データベース作成	「平泉」関連書籍のデータベースを構築し、HPで情報提供を行う。	◎							
③ 「平泉」の価値を伝える	84	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催 (No.64,80再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
	85	参加型保全イベントの企画・運営 (No.66再掲)	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受け入れ体制を整備する。		◎	◎	◎				
	86	各種ガイドブック、パンフレット等の発行 (No.65再掲)	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎				
	87	ホームページの活用	県、市町で作成しているHPの内容を充実し、相互リンクによる効果的な情報提供に努める。	◎	◎	◎	◎				
	88	適切な見学経路、モデルコースの設定・周知 (No.56,70再掲)	資産の理解促進と地域住民の生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定し周知を図るとともに、渋滞緩和策を検討する。	◎	○	○	○				
	89	資産等を案内するためのガイドの養成 (No.26,61再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎				
	90	来訪者の受け入れに関する研修	来訪者の受け入れに係る心構えの研修を行う。	◎	◎	◎	◎		◎		
	91	出前講座の開催 (No.77再掲)	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎		◎		
92	情報窓口の連携と情報の集約化	各観光協会やガイドランス施設等を利用した情報発信に努める。	◎	◎	◎	◎					